



鳥取県公報

平成16年10月29日(金)
号外第165号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正(798)(福祉保健課).....	1
	環境美化促進地区の指定の一部改正(3件)(799~801)(循環型社会推進課).....	2
	農業振興地域の指定の一部改正(3件)(802~804)(経営支援課).....	8
	農業振興地域の区域の変更の一部改正(3件)(805~807)().....	10
	農地法第3条第2項第5号の農地又は採草放牧地の面積等の一部改正(808)().....	12

告 示

鳥取県告示第798号

昭和46年鳥取県告示第783号(市町村の区域ごとの民生委員の定数について)の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後							改 正 前							
鳥取市	498人	三朝町	35人	名和町	25人		鳥取市	329人	八東町	21人	北条町	21人	南部町	35人
米子市	298人	関金町	19人	中山町	18人		米子市	298人	若桜町	24人	大栄町	24人	日南町	31人
倉吉市	139人	北条町	21人	南部町	35人		倉吉市	139人	用瀬町	17人	湯梨浜町	50人	日野町	22人
境港市	85人	大栄町	24人	日南町	31人		境港市	85人	佐治村	14人	琴浦町	64人	江府町	19人
岩美町	48人	湯梨浜町	50人	日野町	22人		国府町	24人	智頭町	32人	岸本町	20人	溝口町	22人
郡家町	30人	琴浦町	64人	江府町	19人		岩美町	48人	気高町	29人	日吉津村	8人		
船岡町	17人	岸本町	20人	溝口町	22人		福部村	11人	鹿野町	16人	淀江町	23人		
八東町	21人	日吉津村	8人				郡家町	30人	青谷町	29人	大山町	20人		
若桜町	24人	淀江町	23人				船岡町	17人	三朝町	35人	名和町	25人		
智頭町	32人	大山町	20人				河原町	29人	関金町	19人	中山町	18人		

鳥取県告示第799号

平成9年鳥取県告示第766号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
1 指定する地区			1 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
鳥取市福部砂丘地区	鳥取市	1 県道湯山鳥取線の次の区間 起点 鳥取市福部町湯山2164 - 774地先 終点 鳥取市福部町湯山2083 - 13地先 2 県道鳥取砂丘細川線の次の区間 起点 県道湯山鳥取線 終点 鳥取市福部町湯山2164 - 804地先 3 鳥取市福部町湯山の一部			
鳥取市河原町桜づつみ河川公園地区	鳥取市	1 鳥取市河原町曳田23 - 1地先（河原町桜づつみ河川公園（河原中学校前公園）の区域） 2 鳥取市河原町渡一木277地先（河原町桜づつみ河川公園（河原町総合支所裏公園）の区域） 3 1と2を結ぶ道路			
鳥取市佐治町辰巳峠地区	鳥取市	国道482号の次の区間 起点 鳥取市佐治町柝原399 - 3地先 終点 岡山県との県境			
鳥取市佐治町さじアストロパ - ク地区	鳥取市	1 県道小河内加茂線の次の区間 起点 国道482号 終点 さじアストロパ - クの入口 2 鳥取市佐治町高山の一部（さじアストロパ - クの区域）			
岩美町鴨が磯・城原地区	岩美町	1及び2 略	岩美町鴨が磯・城原地区	岩美町	1及び2 略
略			略		
岩美町岩井温泉地区	岩美町	1～5 略	岩美町岩井温泉地区	岩美町	1～5 略
			福部村砂丘地区	福部村	1 県道湯山鳥取線の次の区間 起点 鳥取市との境界 終点 岩美郡福部村大字湯山

			2083 - 13地先 2 県道鳥取砂丘細川線の次の区 間 起点 県道湯山鳥取線 終点 岩美郡福部村大字湯山 2164 - 804地先 3 岩美郡福部村大字湯山の一部分		
			河原町桜 づつみ河 川公園地 区	河原町	1 八頭郡河原町大字曳田23 - 1 地先(河原町桜づつみ河川公園 (中学校前公園)の区域) 2 八頭郡河原町大字渡一木277 地先(河原町桜づつみ河川公園 (役場裏公園)の区域) 3 1と2を結ぶ道路
略			略		
若桜町若 桜駅前周 辺地区	若桜町	1 ~ 3 略	若桜町若 桜駅前周 辺地区	若桜町	1 ~ 3 略
			佐治村辰 巳峠地区	佐治村	国道482号の次の区間 起点 八頭郡佐治村大字栃原 399 - 3 地先 終点 岡山県との県境
			佐治村さ じアスト ロパ - ク 地区	佐治村	1 県道小河内加茂線の次の区間 起点 国道482号 終点 さじアストロパ - クの 入口 2 八頭郡佐治村大字高山の一部 (さじアストロパ - クの区域)
略			略		
2 略			2 略		

鳥取県告示第800号

平成10年鳥取県告示第589号(環境美化促進地区の指定について)の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
1 指定する地区			1 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
略			略		
鳥取市白 兎海岸地	鳥取市	1 ~ 6 略	鳥取市白 兎海岸地	鳥取市	1 ~ 6 略

区			区		
鳥取市岩戸地区	鳥取市	1 県道鳥取砂丘細川線の次の区間 起点 鳥取市福部町細川726 - 630 終点 市道岩戸港線 2 市道岩戸港線の全線 3 市道細川岩戸線の次の区間 起点 市道岩戸港線 終点 鳥取市福部町岩戸124 - 24地先 4 岩戸漁港臨港道路の全線 5 鳥取市福部町岩戸124 - 24地先(いさりび広場及び夢シップ広場周辺の区域)			
鳥取市河原中央公園地区	鳥取市	1 市道河原谷一木線の次の区間 起点 県道郡家鹿野気高線 終点 河原中央公園進入路 2 鳥取市河原町谷一木及び河原町渡一木の一部(河原中央公園の区域)			
鳥取市用瀬町市道屋住佐治線地区	鳥取市	1 市道屋住佐治線の全線 2 1に接する展望駐車場及び待避所			
鳥取市市道佐治用瀬線地区	鳥取市	1 市道佐治用瀬線の全線 2 1に接する待避所			
鳥取市鹿野町健康と福祉の里地区	鳥取市	1 鳥取市鹿野町今市の一部(健康と福祉の里の区域) 2 鳥取市鹿野町鹿野字大工町尻2447 - 10地先(河内川河川公園の区域) 3 県道郡家鹿野気高線の次の区間 起点 鳥取市鹿野町鹿野字大工町尻2447 - 10地先 終点 鳥取市鹿野町今市字大立642 - 3地先			
鳥取市青谷町鳴り砂の浜・長尾岬地区	鳥取市	1 国道9号の次の区間 起点 平成16年11月1日市町村合併前の気高町との境界 終点 湯梨浜町との境界 2 1の北側の区域			
略			略		
岩美町大羽尾・小羽尾・陸上地区	岩美町	1 ~ 4 略	岩美町大羽尾・小羽尾・陸上地区	岩美町	1 ~ 4 略
			福部村岩戸地区	福部村	1 県道鳥取砂丘細川線の次の区間 起点 岩美郡福部村大字細川726 - 630 終点 村道岩戸港線 2 村道岩戸港線の全線 3 村道細川岩戸線の次の区間

		起点 村道岩戸港線 終点 岩美郡福部村大字岩戸124 - 24地先 4 岩戸漁港臨港道路の全線 5 岩美郡福部村大字岩戸124 - 24地先(いさりび広場及び夢シップ広場周辺の区域)
河原町河原中央公園地区	河原町	1 町道河原谷一木線の次の区間 起点 国道53号 終点 河原中央公園進入路 2 八頭郡河原町大字谷一木及び大字渡一木の一部(河原中央公園の区域)
用瀬町町道屋住佐治線地区	用瀬町	1 町道屋住佐治線の全線 2 1に接する展望駐車場及び待避所
佐治村村道佐治用瀬線地区	佐治村	1 村道佐治用瀬線の全線 2 1に接する待避所
鹿野町健康と福祉の里地区	鹿野町	1 気高郡鹿野町大字今市の一部(健康と福祉の里の区域) 2 気高郡鹿野町大字鹿野字大工町尻2447 - 10地先(河内川河川公園の区域) 3 県道郡家鹿野気高線の次の区間 起点 気高郡鹿野町大字鹿野字大工町尻2447 - 10地先 終点 気高郡鹿野町大字今市字大立642 - 3地先
青谷町鳴り砂の浜・長尾岬地区	青谷町	1 国道9号の次の区間 起点 気高町との境界 終点 泊村との境界 2 1の北側の区域
略		略

2 略

2 略

鳥取県告示第801号

平成11年鳥取県告示第751号(環境美化促進地区の指定について)の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
1 指定する地区			1 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
鳥取市国府町万葉の里地区	鳥取市	1 鳥取市国府町屋の一部（鳥取市因幡万葉歴史館、鳥取市食文化体験施設万葉の館及び史跡公園周辺の区域） 2 袋川左岸堤防の次の区間（鳥取市桜づつみ公園及び鳥取市水辺の楽校の区域を含む。） 起点 国府中央橋 終点 国府橋 3 市道町屋10号線の次の区間 起点 鳥取市国府町屋字中石倉142 終点 市道庁6号線 4 市道庁6号線の次の区間 起点 市道町屋10号線 終点 鳥取市国府町屋字一丁田69			
鳥取市鳥取砂丘オアシス広場地区	鳥取市	1 鳥取砂丘オアシス広場及び駐車場 2 市道浜湯山海岸線の次の区間 起点 県道鳥取砂丘細川線 終点 鳥取市福部町湯山2164 - 822地先 3 1、2及び県道鳥取砂丘細川線に囲まれた区域 4 県道鳥取砂丘細川線の次の区間の車道と同車道の南側の遊歩道とに狭まれた区域並びに同遊歩道及びその南側5メートルまでの区域 起点 鳥取市福部町湯山字高濱2164 - 773地先 終点 鳥取市福部町湯山字高濱2164 - 803地先			
鳥取市用瀬町赤波川溪谷おう穴群地区	鳥取市	1 県道智頭用瀬線の次の区間 起点 鳥取市用瀬町赤波字ハル谷1512 終点 鳥取市用瀬町赤波字渡瀬1503 2 1に接する赤波川			
鳥取市浜村ふれあいの道地区	鳥取市	1 市道浜村温泉みどり1号線の次の区間 起点 国道9号 終点 県道郡家鹿野気高線 2 鳥取市気高町新町三丁目の一部（新町1号公園の区域） 3 鳥取市気高町北浜三丁目の一部（北浜公園の区域）			
倉吉市伝統的建造物群・ポケットパーク周辺地区	倉吉市	1～4 略	倉吉市伝統的建造物群・ポケットパーク周辺地区	倉吉市	1～4 略

境港市水木しげる口 - ド地区	境港市	1 ~ 3 略	境港市水木しげる口 - ド地区	境港市	1 ~ 3 略
			国府町万葉の里地区	国府町	1 岩美郡国府町大字町屋の一部 (国府町因幡万葉歴史館、国府町食文化体験施設万葉の館及び史跡公園周辺の区域) 2 袋川左岸堤防の次の区間(国府町桜つつみ公園及び国府町水辺の楽校の区域を含む。) 起点 国府中央橋 終点 国府橋 3 町道町屋10号線の次の区間 起点 岩美郡国府町大字町屋字中石倉142 終点 町道庁6号線 4 町道庁6号線の次の区間 起点 町道町屋10号線 終点 岩美郡国府町大字町屋字一丁田69
岩美町大谷海岸地区	岩美町	岩美郡岩美町大字大谷の一部	岩美町大谷海岸地区	岩美町	岩美郡岩美町大字大谷の一部
			福部村鳥取砂丘オアシス広場地区	福部村	1 鳥取砂丘オアシス広場及び駐車場 2 村道浜湯山海岸線の次の区間 起点 県道鳥取砂丘細川線 終点 岩美郡福部村大字湯山2164 - 822地先 3 12及び県道鳥取砂丘細川線に囲まれた区域 4 県道鳥取砂丘細川線の次の区間の車道と同車道の南側の遊歩道とに狭まれた区域並びに同遊歩道及びその南側5メートルまでの区域 起点 岩美郡福部村大字湯山字高濱2164 - 773地先 終点 岩美郡福部村大字湯山字高濱2164 - 803地先
略			略		
船岡町竹林公園地区	船岡町	1及び2 略	船岡町竹林公園地区	船岡町	1及び2 略
			用瀬町赤波川溪谷おう穴群地区	用瀬町	1 県道智頭用瀬線の次の区間 起点 八頭郡用瀬町大字赤波字ハル谷1512 終点 八頭郡用瀬町大字赤波字渡瀬1503 2 1に接する赤波川
智頭町芦津地区	智頭町	1 ~ 4 略	智頭町芦津地区	智頭町	1 ~ 4 略
			気高町浜村ふれあいの道地区	気高町	1 町道浜村温泉みどり1号線の次の区間 起点 国道9号 終点 県道郡家鹿野気高線

略	2 気高郡気高町新町三丁目の一部（新町1号公園の区域） 3 気高郡気高町北浜三丁目の一部（北浜公園の区域）
2 略	2 略

鳥取県告示第802号

昭和45年鳥取県告示第238号（農業振興地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
名 称	区 域	名 称	区 域
河原地域	平成16年11月1日市町村合併前の河原町の区域のうち、次の区域を除いた区域 平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の河原町の林班番号4、50、54、62から87まで、90、96から101まで及び106の全部の区域並びに同林班番号5、6、14、15、49、51、102及び103の一部の区域並びに平成16年4月1日現在の国有林及び官行造林地の区域	河原地域	河原町の区域のうち、次の区域（第1号図から第7号図までの赤色で着色した区域）を除いた区域 森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定による鳥取森林計画区に係る地域森林計画の河原町の林班番号4、50、54、62から87まで、90、96から101まで及び106の全部の区域並びに同林班番号5、6、14、15、49、51、102及び103の一部の区域並びに昭和45年3月31日現在の国有林及び官行造林地の区域 （「第1号図から第7号図まで」は、省略する。）
略		略	

鳥取県告示第803号

昭和47年鳥取県告示第243号（農業振興地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
名 称	区 域	名 称	区 域
略		略	
福部地域	平成16年11月1日市町村合併前の福部村の区域のうち、次の区域を除いた区域 山陰海岸国立公園の特別保護地区の全部及び特別地域の一部、平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の福部村に係る林班番号4、6から16まで、28から30まで、34及び35の全部の区域並びに同林班番号5、31から33まで、36及び37の一部の区域	福部地域	福部村の区域のうち、次の区域を除いた区域 山陰海岸国立公園の特別保護地区の全部および特別地域の一部、昭和41年12月鳥取県告示第733号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の福部村に係る林班番号4、6から16まで、28から30まで、34及び35の全部の区域並びに同林班番号5、31から33まで、36及び37の一部の区域（第1号図から第6号図までの赤色で着色した区域） （「第1号図から第6号図まで」は、省略する。）
略		略	

鳥取県告示第804号

昭和47年鳥取県告示第887号（農業振興地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
名 称	区 域	名 称	区 域
略		略	
気高地域	平成16年11月1日市町村合併前の気高町の全域	気高地域	気高町の全域
鹿野地域	平成16年11月1日市町村合併前の鹿野町の区域のうち、次の区域を除いた区域 平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平	鹿野地域	鹿野町の区域のうち、次の区域を除いた区域 昭和42年2月鳥取県告示第67号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の

<p>成16年11月1日市町村合併前の鹿野町に係る林班番号1から4まで、7から10まで、26から28まで、30から32まで及び34から36までの全部の区域、同林班番号5、6、11、23、29及び33の一部の区域、平成16年4月1日現在の国有林の林班番号111、112及び115から122までの全部の区域並びに平成16年4月1日現在の露谷及び西ノ谷之奥の官行造林地の全部の区域</p>	<p>鹿野町に係る林班番号1から4まで、7から10まで、26から28まで、30から32まで及び34から36までの全部の区域、同林班番号5、6、11、23、29及び33の一部の区域、昭和47年8月1日現在の国有林の林班番号111、112及び115から122までの全部の区域並びに昭和47年8月1日現在の露谷及び西ノ谷之奥の官行造林地の全部の区域(第1号図から第8号図までの赤色で着色した区域) (「第1号図から第8号図まで」は、省略する。)</p>
略	略

鳥取県告示第805号

昭和57年鳥取県告示第452号(農業振興地域の区域の変更について)の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
名 称	区 域	名 称	区 域
略		略	
用瀬地域	平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町の区域のうち、次の区域を除いた区域 平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町に係る林班番号7、8、11から35まで、42から46まで、48から62まで、65から71まで、73から75まで、78から95まで、102及び103の区域並びに同林班番号36の一部の区域、平成16年4月1日現在の国有林の林班番号82から84までの区域並びに奥山谷官行造林地及び奥ノ谷官行造林地の区域	用瀬農業振興地域	用瀬町の区域のうち、次の区域を除いた区域 昭和56年2月鳥取県告示第189号で定めた八頭森林計画区に係る地域森林計画の用瀬町に係る林班番号7、8、11から35まで、42から46まで、48から62まで、65から71まで、73から75まで、78から95まで、102及び103の区域並びに同林班番号36の一部の区域、昭和56年4月1日現在の国有林の林班番号82から84までの区域並びに奥山谷官行造林地、奥ノ谷官行造林地及び大畑ケ谷官行造林地の区域
佐治地域	平成16年11月1日市町村合併前の佐治村の区域のうち、次の区域を除いた区域 平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の佐治村に係る林班番号5、6、15、17、20、22及び25から31までの区域並びに同林班番号	佐治農業振興地域	佐治村の区域のうち、次の区域を除いた区域 昭和56年2月鳥取県告示第189号で定めた八頭森林計画区に係る地域森林計画の佐治村に係る林班番号5、6、15、17、20、22及び25から31までの区域並びに同林班番号2、7、8、11、12、14、19、

	2、7、8、11、12、14、19、21、38及び40の各一部の区域、平成16年4月1日現在の国有林の林班番号85から107までの区域並びに大原ほか2官行造林地の区域		21、38及び40の各一部の区域、昭和56年4月1日現在の国有林の林班番号85から107までの区域並びに大原ほか2官行造林地の区域
青谷地域	平成16年11月1日市町村合併前の青谷町の区域のうち、次の区域を除いた区域 平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の青谷町に係る林班番号29から34まで及び77から85までの区域並びに同林班番号35の一部の区域並びに平成16年4月1日現在の国有林の林班番号124から127までの区域	青谷農業振興地域	青谷町の区域のうち、次の区域を除いた区域 昭和52年3月鳥取県告示第141号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の青谷町に係る林班番号29から34まで及び77から85までの区域並びに同林班番号35の一部の区域並びに昭和56年4月1日現在の国有林の林班番号124から127までの区域
略		略	

鳥取県告示第806号

昭和61年鳥取県告示第560号（農業振興地域の区域の変更について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
名 称	区 域	名 称	区 域
略		略	
国府地域	平成16年11月1日市町村合併前の国府町の区域のうち、次の区域を除いた区域 1 及び 2 略 3 平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の国府町に係る林班番号27、28、46、48から54まで、58から61まで、64、65、67、76から83まで、88、91、92、96から101まで及び103から113までの全部の区域並びに林班番号29、30及び66の各一部の区域並びに平成16年4月1日現在の国有林の林班番号328から331までの全部の区域	国府地域	国府町の区域のうち、次の区域を除いた区域 1 及び 2 略 3 昭和52年3月鳥取県告示第141号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の国府町に係る林班番号27、28、46、48から54まで、58から61まで、64、65、67、76から83まで、88、91、92、96から101まで及び103から113までの全部の区域並びに林班番号29、30及び66の各一部の区域並びに昭和56年3月1日現在の国有林の林班番号1028から1031までの全部の区域
略		略	

鳥取県告示第807号

平成12年鳥取県告示第489号（農業振興地域の区域の変更について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
名 称	区 域	名 称	区 域
鳥取地域	<p>平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市の区域のうち、次の区域を除いた区域 1～7 略</p> <p>8 山陰海岸国立公園の特別地域、海岸線、鳥取港湾隣接地域、旧袋川との合流点までの千代川右岸、市街化区域、一般国道9号及び平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市に係る林班番号4に囲まれた区域</p> <p>9 平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市に係る林班番号4、5、10から17まで、46、48、49、53から55まで、58から61まで、65から68まで、102から104まで、107から113まで、123から126まで、130から134まで、137から139まで、142から152まで、156から158まで、173、175、176、179、180、190、191、203及び204の区域並びに平成16年4月1日現在の国有林の林班番号1から6まで、113、114及び332の区域</p>	鳥取地域	<p>鳥取市の区域のうち、次の区域を除いた区域 1～7 略</p> <p>8 山陰海岸国立公園の特別地域、流岸線、鳥取港湾隣接地域、旧袋川との合流点までの千代川右岸、市街化区域、一般国道9号及び昭和52年鳥取県告示第141号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の鳥取市に係る林班番号4に囲まれた区域</p> <p>9 昭和52年鳥取県告示第141号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の鳥取市に係る林班番号4、5、10から17まで、46、48、49、53から55まで、58から61まで、65から68まで、102から104まで、107から113まで、123から126まで、130から134まで、137から139まで、142から152まで、156から158まで、173、175、176、179、180、190、191、203及び204の区域並びに昭和56年4月1日現在の国有林の林班番号1から6まで、113、114及び1032の区域（第1号図から第11号図までは省略する。）</p>

鳥取県告示第808号

平成10年鳥取県告示第615号（農地法第3条第2項第5号の農地又は採草放牧地の面積等について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前					
都市名	区	域	農地法 第3条 第2項 第5号 の農地 又は採 草放牧 地の面 積（ヘ クタール）	農地法 第6条 第1項 第2号 の小作 地の面 積（ヘ クタール）	都市名	区	域	農地法 第3条 第2項 第5号 の農地 又は採 草放牧 地の面 積（ヘ クタール）	農地法 第6条 第1項 第2号 の小作 地の面 積（ヘ クタール）
	下段、大塚、野坂、宮谷、 嶋、大楠、里仁、岩吉、足 山、布勢、桂見、高住、良 田、三山口、東大路、中大 路、西大路、久末、古郡家、 美和、越路、杉崎、津ノ井、 生山、桂木、船木、広岡、 海蔵寺、紙子谷、香取、祢 宜谷、若葉台北三丁目、若 葉台北四丁目、若葉台北六 丁目、若葉台南一丁目、若 葉台南二丁目、若葉台南三 丁目、若葉台南四丁目、若 葉台南五丁目、若葉台南六 丁目、若葉台南七丁目、南 栄町、国府町山根、国府町 神垣、国府町清水、国府町 岡益、国府町谷、国府町玉 銚、国府町糸谷、国府町高 岡、国府町美歎、国府町広 西、国府町庁、国府町町屋、 国府町宮下、国府町奥谷、 国府町奥谷一丁目、国府町 奥谷二丁目、国府町奥谷三 丁目、国府町中郷、国府町 国分寺、国府町法花寺、国 府町三代寺、国府町安田、 国府町稲葉ヶ丘一丁目、国 府町稲葉ヶ丘二丁目、国府 町稲葉ヶ丘三丁目、国府町 分上一丁目、国府町分上二 丁目、国府町分上三丁目、 国府町分上四丁目、国府町 新町一丁目、国府町新町二 丁目、国府町新通り一丁目、 国府町新通り二丁目、国府 町新通り三丁目、国府町新 通り四丁目、河原町山手、	0.5	0.9		下段、大塚、野坂、宮谷、 嶋、大楠、里仁、岩吉、足 山、布勢、桂見、高住、良 田、三山口、東大路、中大 路、西大路、久末、古郡家、 美和、越路、杉崎、津ノ井、 生山、桂木、船木、広岡、 海蔵寺、紙子谷、香取、祢 宜谷、若葉台北三丁目、若 葉台北四丁目、若葉台北六 丁目、若葉台南一丁目、若 葉台南二丁目、若葉台南三 丁目、若葉台南四丁目、若 葉台南五丁目、若葉台南六 丁目、若葉台南七丁目及び 南栄町	0.5	0.9		

鳥取市	<p>河原町郷原、河原町三谷、 河原町今在家、河原町徳吉、 河原町片山、河原町高福、 河原町釜口、気高町宿、気 高町土居、気高町重高、気 高町二本木、気高町下坂本、 気高町日光、気高町殿、気 高町下石、気高町飯里、気 高町上原、気高町山宮、気 高町膝逢、気高町会下、気 高町郡家、気高町高江、鹿 野町鹿野、鹿野町未用、鹿 野町閉野、鹿野町廣木、鹿 野町水谷、鹿野町今市、鹿 野町寺内、鹿野町宮方、鹿 野町中園、鹿野町岡木、鹿 野町乙亥正、青谷町鳴滝、 青谷町北河原、青谷町亀尻、 青谷町山田、青谷町吉川、 青谷町露谷及び青谷町絹見</p>	0.5	0.8	鳥取市	<p>赤子田、長谷、倭文、玉 津、横枕、猪子、向国安、 竹生、上味野、朝月、源太、 下味野、河内、横原、松上、 細見、尾崎、上原、上段、 高路、有富、中村、篠坂、 西今在家、北村、本高、国 府町神護、国府町殿、国府 町上地、国府町上荒舟、国 府町荒舟、国府町山崎、国 府町中河原、国府町松尾、 国府町吉野、国府町新井、 国府町雨滝、国府町木原、 国府町下木原、国府町石井 谷、国府町大石、国府町板 本、国府町楠城、国府町拾 石、国府町菅野、河原町天 神原、河原町河原、河原町 渡一木、河原町谷一木、河 原町長瀬、河原町袋河原、 河原町布袋、河原町稲常、 河原町本鹿、河原町牛戸、 河原町神馬、河原町小河内、 河原町湯谷、河原町小畑、 河原町弓河内、河原町北村、 河原町八日市、河原町和奈 見、河原町水根、河原町山 上、河原町小倉、気高町宝 木、気高町上光、気高町下 光元、気高町常松、気高町 富吉、気高町奥沢見、鹿野 町小別所、鹿野町鷺峯、鹿 野町河内、青谷町蔵内、青 谷町大坪、青谷町奥崎、青 谷町養郷及び青谷町善田</p>	0.5	0.8
	略	略					
	湖山町、湖山町北一丁目、	湖山町、湖山町北一丁目、					

湖山町北二丁目、湖山町北三丁目、湖山町北四丁目、湖山町北五丁目、湖山町北六丁目、湖山町西一丁目、湖山町西二丁目、湖山町西三丁目、湖山町西四丁目、湖山町東一丁目、湖山町東二丁目、湖山町東三丁目、湖山町東四丁目、湖山町東五丁目、湖山町南一丁目、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目、湖山町南四丁目、湖山町南五丁目、秋里、江津、安長、南安長二丁目、南安長三丁目、徳吉、南隈、晩稲、商栄町、五反田町、千代水一丁目、千代水二丁目、千代水三丁目、千代水四丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、桜谷、正蓮寺及び国府町麻生	0.4	0.9	湖山町北二丁目、湖山町北三丁目、湖山町北四丁目、湖山町北五丁目、湖山町北六丁目、湖山町西一丁目、湖山町西二丁目、湖山町西三丁目、湖山町西四丁目、湖山町東一丁目、湖山町東二丁目、湖山町東三丁目、湖山町東四丁目、湖山町東五丁目、湖山町南一丁目、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目、湖山町南四丁目、湖山町南五丁目、秋里、江津、安長、南安長二丁目、南安長三丁目、徳吉、南隈、晩稲、商栄町、五反田町、千代水一丁目、千代水二丁目、千代水三丁目、千代水四丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、桜谷及び正蓮寺	0.4	0.9
円通寺、岩坪、上砂見、中砂見、下砂見、野寺、服部、八坂、橋本、蔵田、菖蒲、徳尾、河原町中井、用瀬町別府、用瀬町金屋、用瀬町樟原、用瀬町川中、用瀬町宮原、用瀬町安蔵、用瀬町屋住、用瀬町江波、用瀬町家奥、用瀬町鷹狩、用瀬町赤波及び用瀬町美成 平成16年11月1日市町村合併前の佐治村の区域(大字葛谷及び大字大井を除く。)	0.4	0.8	円通寺、岩坪、上砂見、中砂見、下砂見、野寺、服部、八坂、橋本、蔵田、菖蒲及び徳尾	0.4	0.8
気高町八束水、気高町下原、気高町八幡、気高町勝見、気高町浜村、気高町新町一丁目、気高町新町二丁目、気高町新町三丁目、気高町北浜一丁目、気高町北浜二丁目、気高町北浜三丁目、青谷町桑原、青谷町澄水、青谷町楠根、青谷町紙屋、青谷町田原谷及び青谷町八葉寺	0.4	0.7			
国安、河原町曳田、河原町佐貴、用瀬町古用瀬、佐治町葛谷及び佐治町大井	0.3	0.8	国安	0.3	0.8
松原、吉岡温泉町、昭和28年7月1日町村合併前の鳥取市の区域、青谷町小畑、青谷町河原、青谷町山根、青谷町早牛、青谷町青谷、青谷町長和瀬及び青谷町井手	0.3	0.7	松原、吉岡温泉町及び昭和28年7月1日町村合併前の鳥取市の区域	0.3	0.7
略			略		
田島	0.2	0.7	田島	0.2	0.7

	用瀬町用瀬	0.1	0.8				
	気高町酒津	0.1	0.7				
	略						
岩美郡					国府町大字山根、大字神垣、大字清水、大字岡益、大字谷、大字玉鉾、大字糸谷、大字高岡、大字美歎、大字広西、大字庁、大字町屋、大字宮下、宮下、大字奥谷、奥谷一丁目、奥谷二丁目、奥谷三丁目、大字中郷、大字国分寺、大字法花寺、大字三代寺、大字安田、稲葉ヶ丘一丁目、稲葉ヶ丘二丁目、稲葉ヶ丘三丁目、分上一丁目、分上二丁目、分上三丁目、分上四丁目、新町一丁目、新町二丁目、新通り一丁目、新通り二丁目、新通り三丁目及び新通り四丁目	0.5	0.9
					国府町大字神護、大字殿、大字上地、大字上荒舟、大字荒舟、大字山崎、大字中河原、大字松尾、大字吉野、大字新井、大字雨滝、大字木原、大字下木原、大字石井谷、大字大石、大字栃本、大字楠城、大字拾石及び大字菅野 岩美町大字太田、大字本庄、大字河崎、大字新井、大字恩志、大字高山、大字鳥越、大字洗井、大字銀山、大字蒲生、大字馬場、大字相山、大字白地、大字長谷、大字真名、大字岩井、大字宇治、大字唐川、大字大坂、大字小田、大字外邑、大字延興寺、大字池谷、大字黒谷、大字荒金、大字院内、大字長郷、大字高住及び大字岩常 福部村の全域	0.5	0.8
					国府町大字麻生	0.4	0.9
	略				略		
	郡家町大字井古、大字稲荷、大字下坂、大字奥谷、大字宮谷、大字郡家、大字堀越、大字福本、大字門尾、大字下門尾、大字延命寺、大字大坪、大字上峰寺、大字下峰寺、大字山上、大字山田、大字花原及び大字山路 船岡町大字下濃、大字船岡、大字坂田及び大字破岩	0.5	0.9		郡家町大字井古、大字稲荷、大字下坂、大字奥谷、大字宮谷、大字郡家、大字堀越、大字福本、大字門尾、大字下門尾、大字延命寺、大字大坪、大字上峰寺、大字下峰寺、大字山上、大字山田、大字花原及び大字山路 船岡町大字下濃、大字船岡、大字坂田及び大字破岩	0.5	0.9

	<p>郡家町大字池田、大字石田百井、大字久能寺、大字西御門、大字殿、大字大門、大字市谷、大字花、大字覚王寺、大字篠波、大字上津黒、下津黒及び大字別府 船岡町大字上野、大字福井、大字郡家、大字見槻中、大字見槻、大字西谷及び大字志子部</p>	0.5	0.8		<p>河原町大字山手、大字郷原、大字三谷、大字今在家、大字徳吉、大字片山、大字高福及び大字釜口</p> <p>郡家町大字池田、大字石田百井、大字久能寺、大字西御門、大字殿、大字大門、大字市谷、大字花、大字覚王寺、大字篠波、大字上津黒、下津黒及び大字別府 船岡町大字上野、大字福井、大字郡家、大字見槻中、大字見槻、大字西谷及び大字志子部</p> <p>河原町大字天神原、大字河原、大字渡一木、大字谷一木、大字長瀬、大字袋河原、大字布袋、大字稲常、大字本鹿、大字牛戸、大字神馬、大字小河内、大字湯谷、大字小畑、大字弓河内、大字北村、大字八日市、大字和奈見、大字水根、大字山上及び大字小倉</p> <p>八東町大字小別府、大字新興寺、大字安井宿及び大字日下部</p>	0.5	0.8
八頭郡	<p>郡家町大字万代寺、大字土師百井、大字米岡、大字麻生、大字落岩、大字明辺、大字姫路、大字福地、大字山志谷及び大字野町 船岡町大字隼福、大字大江、大字下野、大字橋本、大字塩上、大字水口及び大字殿</p> <p>八東町大字用呂、大字日田、大字妻鹿野、大字横地、大字稗谷、大字中、大字志谷、大字富枝、大字北山、大字島、大字重枝、大字徳丸、大字佐崎、大字柿原、大字三浦、大字茂谷、大字奥野、大字清徳、大字三山口、大字鍛冶屋、大字岩淵、大字茂田、大字横田、大字皆原及び大字東</p> <p>智頭町大字大屋、大字早瀬、大字野原、大字真鹿野、大字奥本、大字大背、大字東宇塚、大字西宇塚、大字</p>	0.4	0.8	八頭郡	<p>郡家町大字万代寺、大字土師百井、大字米岡、大字麻生、大字落岩、大字明辺、大字姫路、大字福地、大字山志谷及び大字野町 船岡町大字隼福、大字大江、大字下野、大字橋本、大字塩上、大字水口及び大字殿</p> <p>河原町大字中井</p> <p>八東町大字用呂、大字日田、大字妻鹿野、大字横地、大字稗谷、大字中、大字志谷、大字富枝、大字北山、大字島、大字重枝、大字徳丸、大字佐崎、大字柿原、大字三浦、大字茂谷、大字奥野、大字清徳、大字三山口、大字鍛冶屋、大字岩淵、大字茂田、大字横田、大字皆原及び大字東</p> <p>用瀬町大字別府、大字金屋、大字樟原、大字川中、大字宮原、大字安蔵、大字屋住、大字江波、大字家奥、大字鷹狩、大字赤波及び大字美成</p> <p>佐治村のうち大字葛谷及び大字大井を除く区域</p> <p>智頭町大字大屋、大字早瀬、大字野原、大字真鹿野、大字奥本、大字大背、大字東宇塚、大字西宇塚、大字</p>	0.4	0.8

略	河津原、大字岩神、大字坂原、大字中田、大字惣地、大字新見、大字口波多、大字波多、大字口宇波、大字宇波、大字篠坂、大字毛谷、大字大内、大字郷原、大字西野、大字大呂、大字芦津、大字八河谷、大字三田、大字山根、大字穂見、大字木原、大字埴師、大字横田、大字三吉、大字慶所、大字市瀬及び大字南方				河津原、大字岩神、大字坂原、大字中田、大字惣地、大字新見、大字口波多、大字波多、大字口宇波、大字宇波、大字篠坂、大字毛谷、大字大内、大字郷原、大字西野、大字大呂、大字芦津、大字八河谷、大字三田、大字山根、大字穂見、大字木原、大字埴師、大字横田、大字三吉、大字慶所、大字市瀬及び大字南方			
	郡家町大字市場及び大字国中				郡家町大字市場及び大字国中 河原町大字曳田及び大字佐貫			
	八東町大字南 若桜町の全域	0.3	0.8		八東町大字南 若桜町の全域 用瀬町大字古用瀬 佐治村大字葛谷及び大字大井	0.3	0.8	
	智頭町大字尾見、大字西谷、大字中原、大字福原及び大字駒帰				智頭町大字尾見、大字西谷、大字中原、大字福原及び大字駒帰			
八東町大字才代 智頭町大字智頭	0.2	0.8		八東町大字才代 智頭町大字智頭	0.2	0.8		
				用瀬町大字用瀬	0.1	0.8		
				気高町大字宿、大字土居、大字重高、大字二本木、大字下坂本、大字日光、大字殿、大字下石、大字飯里、大字上原、大字山宮、大字睦逢、大字会下、大字郡家及び大字高江 鹿野町大字鹿野、大字未用、大字閑野、大字廣木、大字水谷、大字今市、大字寺内、大字宮方、大字中園、大字岡木及び大字乙亥正 青谷町大字鳴滝、大字北河原、大字亀尻、大字山田、大字吉川、大字露谷及び大字絹見	0.5	0.9		
				気高町大字宝木、大字上光、大字下光元、大字常松、大字富吉及び大字奥沢見 鹿野町大字小別所、大字鷲峯及び大字河内 青谷町大字蔵内、大字大坪、大字奥崎、大字養郷及び大字善田	0.5	0.8		
				気高町大字八束水、大字下原、大字八幡、大字勝見、大字浜村、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、北浜一丁目、北浜二丁目及び北浜三丁目 青谷町大字桑原、大字澄	0.4	0.7		

	水、大字楠根、大字紙屋、 大字田原谷及び大字八葉寺		
	青谷町大字小畑、大字河 原、大字山根、大字早牛、 大字青谷、大字長和瀬及び 大字井手	0.3	0.7
	気高町大字酒津	0.1	0.7
略			

